平成２２年（フ）第１０７号
山形県米沢市広幡町成島1107番地の２
債務者　佐藤　優希
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２５５号
埼玉県東松山市大字下唐子1920番地２
債務者　関口　　司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４０１号
愛知県幡豆郡吉良町大字下横須賀字荒子45番地
債務者　粕谷　和幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　古井団地２―104
債務者　今山由加里
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
三重県松阪市大平尾町55番地
債務者　角野　賢一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２７８号
福岡市西区姪浜駅南２丁目18番17―102号
債務者　末松　洋志
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３２号
福岡市東区馬出５丁目16番11号
債務者　黒瀬　憲朗
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５９号
福岡市西区小戸４丁目11番35号
債務者　松田　和夫
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６０号
福岡市西区小戸４丁目11番35号
債務者　松田百合子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４９号
福岡市南区塩原１丁目10番20号
債務者　張本　ミカ
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０４号
福岡市博多区博多駅前２丁目10番12―702号
債務者　大坪　克久
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４４号
福岡市博多区吉塚１丁目43番18―201号
債務者　有持　麗香（旧姓荒牧）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５５号
福岡県朝倉市甘木1225番地１森田第一ビル203
債務者　古賀　和代
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８５号
福岡県大野城市山田３丁目６番54号
債務者　古田　貴樹
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５００号
福岡市南区柳瀬２丁目12番12号
債務者　宮廻　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０１号
福岡市南区柳瀬２丁目12番12号
債務者　宮廻　孝幸
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５３５号
福岡市博多区吉塚５丁目12番44号
債務者　三宮　忠夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４０号
福岡県八女郡広川町大字川上147番地６
債務者　西塔　仁介
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所八女支部